

平成24年度秋田県屋外広告物審議会議事録

1. 日 時 平成25年2月8日（金） 午後1時30分～午後3時00分

2. 場 所 警察共済組合秋田県宿泊所「ふきみ会館」3階 孔雀の間

3. 議事案件等

- (1) 第1号議案 屋外広告物の許可基準の見直しについて
- (2) 第2号議案 屋外広告物規制に係る市街地認定区間の見直しについて
- (3) 第3号議案 屋外広告物の禁止地域の指定の見直しについて
- (4) 第4号議案 屋外広告物の禁止物件の指定の廃止について

4. 出欠の状況

- (1) 出席委員（9人）
遠藤敏明、齊藤純子、佐々木桃子、菅原香織、松村讓裕、石井正幸、元木崇、森屋昭雄、秋田県建設部長代理 中村謙治
- (2) 欠席委員（2人）
岩本孝一、高橋直美

5. 議事の概要等

(1)開会、建設部次長挨拶、委員及び事務局紹介

○栗田主幹

ただいまより平成24年度秋田県屋外広告物審議会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、また悪天候の中、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます秋田県建設部都市計画課の栗田と申します。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。事前に皆様にお送りしている資料で、本日お持ちいただくようお願いしております議案書が一つ、本日の説明をパソコンで行いますので、パソコンの画面を印刷した資料が一つ、本日の参考資料として屋外広告物法令ハンドブックが一つ、この3冊が事前に皆様にお送りしている資料でございます。また、本日机の上に置かれておりますA4の1枚ものの資料が4枚上がっているかと思いますが、審議会の委員名簿が1枚、配席図が1枚、秋田県屋外広告物条例の当審議会に係る部分を抜粋したものが1枚、誠に申し訳ございませんが、先にお送りしております議案書の中で、第2号議案の要旨において一部路線数に誤りが見つかりましたので、その差し替

えとして1枚資料をお配りしております。誠に恐れ入りますが、その部分につきましては、先にお送りしております議案書ではなくこちらをご覧くださいようお願いいたします。

以上冊子3つとA4ペーパーが4枚が本日の資料となります。資料の不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それではただいまより平成24年度秋田県屋外広告物審議会を開催いたします。今回は平成22年に委員にご就任いただいてから初めての審議会でございます。審議していただく案件数は4件でございます。はじめに県建設部次長の中村よりご挨拶申し上げます。

○中村次長

ご紹介いただきました建設部次長の中村でございます。本日は建設部長の富田が急遽別件が入ってしまい出席できませんので、代理でご挨拶申し上げます。

委員の皆様にはお忙しい中、また、お足元の悪い中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の屋外広告物行政のみならず、県政運営全般にわたりご理解、ご協力をいただきまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、本県の屋外広告物行政についてですが、平成17年7月から屋外広告物の許可地域が全県域に拡大されたことに伴いまして屋外広告物の許可件数も増加しております。また、広告技術の発達により多種多様な広告物の申請があり、許可を行う上で判断に迷う案件も増加しているほか、広告物に関する基準の緩和を求める要望も寄せられております。

また、横手市につきまして、景観行政団体として独自の屋外広告物条例を制定し、平成25年4月1日から屋外広告物行政を行うこととなっております。

このように屋外広告物を取り巻く情勢が変化する中、これまでの許可基準では実情に合わない部分が生じてきていることから、今回、その見直しなどを行おうとするものです。

本日の審議会においては、この許可基準の見直しを含め4つの議案についてご審議いただくこととしておりますが、より良い屋外広告物行政を進めていくためにも、委員の皆様には忌憚のないご意見、ご審議をお願いし、簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○栗田主幹

次に委員及び職員をご紹介させていただきます。

学識経験者の分野からご就任いただきました秋田大学教育文化学部教授の遠藤委員でございます。横手地域づくり協議会会長の齊藤委員でございます。大館青年会議所渉外委員会委員の佐々木委員でございます。秋田公立美術工芸短期大学助教の菅原委員でございます。秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長の松村委員でございます。なお、本日、秋田県商工会議所連合会常任幹事の岩本委員と秋田県建築士会女性委員会委員の高橋委員におかれましては、所用により欠席されております。

次に広告業者の分野から秋田県屋外広告美術協同組合理事長の石井委員でございます。

次に興行場営業者の分野から秋田県興行生活衛生同業組合常務理事の元木委員でございます。

次に県及び行政機関の職員の分野から秋田県警察本部生活安全部長の森屋委員でございます。

ます。秋田県建設部長の富田の代理で次長の中村でございます。

続きまして事務局側の職員の紹介をします。建設部都市計画課長の吉尾でございます。同じく都市計画課副主幹の石川でございます。都市計画課主事の刀根でございます。

早速ではございますが、本日の会議の成立状況について私の方からご報告申し上げます。本日お渡ししております、県条例の抜粋にも記載しておりますが、秋田県屋外広告物条例第25条第2項の規定で、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされております。本日は委員11名中9名のご出席をいただいておりますので、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

(2)会長選任、会長代理指名、議事録署名委員指名

○栗田主幹

続きまして、会長の選任についてでございます。平成22年の委員就任後、審議会の開催機会が無く空席となっておりますので、会長を選任する必要があります。同じく条例第24条第2項の規定で、委員の互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

○石井委員

私から推薦させていただいてもよろしいでしょうか。秋田大学教授の遠藤委員に是非お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○栗田主幹

ただいま石井委員の方から遠藤委員の推薦をいただきましたが、他にご意見等はございませんでしょうか。

では、無いようですので、遠藤委員に会長をお願いすることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議がないようですので、遠藤委員に会長をお引き受け願いたいと存じます。

それではご挨拶を兼ねまして、これ以降の議事の進行に関しては遠藤会長にお願いいたします。

○遠藤会長

ご指名いただきました遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は秋田大学に勤務して25年になります。専門が芸術学でございますが、木材加工を中心としてやっております。本日は建築士会の高橋委員がご欠席されておりますが私も建築士の資格を持っておりますので、役に立てればと思ひ参りました。よろしくお願いいたします。それでは座って進めさせていただきます。

それでは会議を始めたいと思いますが、その前に秋田県屋外広告物条例第24条第4項の規定によりまして、会長に事故があるときに会長の職務を代理する委員を、会長が予め指名することとなっております。

会長代理を菅原委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に本日の議事録署名委員につきましては、齊藤委員と佐々木委員をお願いいたします。

(3)第1号議案 屋外広告物の許可基準の見直しについて

○遠藤会長

それでは議案の審議に入りたいと思います。

第1号議案「屋外広告物の許可基準の見直しについて」事務局からご説明をお願いします。

○刀根主事

それでは、私の方から議案についてご説明させていただきます。

まず、議案についてご説明いたします前に、委員就任後初めての審議会となりますので、屋外広告物の制度の概要についてご説明させていただきます。前段のご説明が若干長くなりますが、ご了承ください。

本日お諮りする各議案の具体的な内容につきましては、議案書にその昭代を記載しておりますが、審議内容が多岐にわたるため、カラーの資料を基に、屋外広告物の制度の概要及び今回の見直しの理由や方向性についてご説明させていただきたいと思います。カラーの資料と同じものをスクリーンに映しますので、そちらをご覧ください。

○刀根主事

まず最初に、県条例による屋外広告物制度の概要についてご説明いたします。

屋外広告物条例の目的ですが、2点ございます。1点目が、「良好な景観の形成、風致の維持」、2点目が「広告物による公衆への危害の防止」でございます。

この条例の設置目的を果たすため、2つの規制が設けられておまして、一つ目が「良好な景観の形成、風致の維持」に対応する、「屋外広告物の表示、設置の規制」であり、広告物の設置場所や広告物の形態を規制するものであります。

もう一つが、屋外広告物の設置を生業として行う方に対する屋外広告業の規制であり、屋外広告業の登録制度であります。

本日お諮りするのとは、広告物の表示等に関する規制に関するものとなります。

なお、広告物の表示等の「等」には、広告物を掲出する物件の設置が含まれます。

○刀根主事

続きまして、広告物の表示等の規制についてですが、この規制には大きく分けて禁止と許可の制度に分かれます。

さらに、禁止には3つの区分があり、禁止広告物、禁止地域、禁止物件に分かれます。

禁止広告物は、どのようなものであっても場所に関係なく表示してはならない広告物で当然のことですが、①から④までに該当するような広告は違反広告物となります。

次に禁止地域ですが、保安林や都市公園のように、ほかの法律により特定の目的をもって地域指定されている地域ですとか、学校や病院、景観の優れた地域のなかを通過する道路のように特定の機能を持ち、広告物の設置が好ましくない地域ということになります。

禁止の最後の区分は、禁止物件であります。

広告物が設置されることにより、その物件が本来有する機能が低下してしまう可能性が高いものが禁止物件であり、これらへの広告物の表示は出来ないこととなります。

禁止の区分については以上であります。

○刀根主事

次に禁止地域以外の地域において広告物を表示しようとする場合の許可制度であります。禁止地域以外の地域において広告物を設置しようとする場合には、原則として、知事の許可が必要となります。この場合、知事が許可をするにあたっての基準が定められており、本日の議案はこの基準に関係するものとなります。

なお、原則許可とありますのは、例外的に大まかに言って次のような広告物については、その広告物の性質に着目し、条例上許可不要の取り扱いとなっております。

次に広告物の許可基準であります。広告物の種類ごとに表示できる面積や高さが決められております。

資料では主なものを挙げさせていただきましたが、時間の都合上、省略させていただきます。

○刀根主事

それでは、第1号議案「屋外広告物の許可基準の見直しについて」ご説明いたします。

今回の許可基準の見直しにつきましては、社会情勢の変化や屋外広告物を取り巻く状況の変化により、規制を行う上で現状に合わない基準があることから見直しを行うものです。

見直しの内容につきましては、次の3点となっております。

○刀根主事

まず1点目の「壁面広告板の許可基準の緩和」についてであります。現在の許可基準としまして、広告物の表示は、壁面の2分の1以内で、表示面積が30㎡以上の場合は30㎡までとなっております。

この許可基準は店舗の大小に関わらず一律の規制となっているため、店舗面積が大きくなるほど広告物の表示割合が小さくなり、小規模店舗との間に不公平感が生じるといった問題が発生しております。

わかりやすくご説明しますと、例として2,500㎡の土地に2,500㎡の店舗が立地した場合と2,500㎡の土地に500㎡の店舗が5つ立地した場合に、広告物の表示面積は、店舗の大小に関わらず30㎡までとなっているため、左の図では1店舗で30㎡となり、右の図では5店舗それぞれに30㎡まで表示が可能となります。店舗面積に対しての広告物の表示割合を見ますと、2,500㎡では1.2%に対し、500㎡では6%と表示割合に開きが生じております。

○刀根主事

このような問題を解消するための対応策としまして、大規模な店舗に限り、表示面積の緩和措置を設けることとします。具体的には店舗面積に応じて壁面広告板の表示面積を増

加させる方向で検討します。ただし、「壁面の2分の1以内で表示面積が30㎡まで」という現在の基準そのものについては緩和せず、現在のままとします。

主な理由としまして、今回の緩和措置は、あくまで広告物の表示割合の均一化を図ることによる不平等感の是正を目的としていること。また、許可基準そのものの緩和を行うと、大規模な広告物が設置されることになり、景観への影響が懸念されることなどが考えられるためです。

なお、緩和措置の対象を壁面の面積ではなく店舗面積としたことにつきましては、店舗面積が増加すれば、それに応じて壁面の面積も増加することから、壁面と店舗面積が密接な関係にあることや、現在の基準では表示面積が1面につき30㎡までと限られているため、壁面広告板以外の広告物を表示せざるを得ない状況となっており、緩和措置を設けることにより壁面広告板による表示が増加すると見込まれること。また、壁面の面積を対象とする場合に、法にその根拠を求めることが困難であることなどから、法令で定めのある店舗面積を対象とした緩和措置を検討することとしました。

○刀根主事

これを受けまして、緩和措置の対象を検討した結果、大規模小売店舗立地法第2条第2項の大規模小売店舗に該当するものが適当と判断しました。この法律によりますと、大規模小売店舗とはひとつの建物であって、その建物内の店舗面積の合計が1,000㎡以上と定められております。このように、大規模店舗を明確に規定している大店立地法を根拠とし、店舗面積が1,000㎡以上の店舗について、緩和措置の対象とします。

理由としましては、対象が法律で規定されており明確であること。また、大規模小売店舗に該当する場合は、指針により景観への配慮が求められていることからであります。

○刀根主事

次に緩和基準の設定についてであります。店舗面積による広告物の表示割合を比較しますと、店舗面積が増加すると表示割合が減少していきます。この表示割合の減少が不公平感を生む要因となっているため、緩和措置の対象として定めた1,000㎡時に壁面広告板の最大表示面積の30㎡を表示した場合の表示割合3%を緩和基準とします。つまり1,000㎡を越える店舗については、店舗面積の3%まで壁面広告を表示できることとするものです。

○刀根主事

改正案としまして、店舗面積が1,000㎡を越える店舗について、1,000㎡を越える部分の3%を広告物の表示面積に加えることとします。例としまして、2,000㎡の店舗の場合、1,000㎡を越える部分の3%を加えますので、2,000㎡-1,000㎡に3%を掛け、それを現許可基準の上限30㎡に加えます。よって60㎡まで表示が可能となります。

以上が「壁面広告板の許可基準の緩和」についてであります。

なお、議案書の第1号議案にあります新旧対照表ですが、改正内容は説明のとおりとなりますが、条文の表現方法につきましては、現在担当部署と調整中ですので、改正文は違

う表現となることもございますので、あらかじめご連絡させていただきます。

○刀根主事

次に、2点目の「管理用広告物の許可不要範囲の拡大」についてであります。

禁止地域以外で広告物を表示又は設置する場合は、原則として許可が必要となりますが、例外的に許可不要で設置可能な広告物があります。その中で、自己の管理する土地や施設に管理の必要上表示するもの、と定められておりまして、これを管理用広告物と呼んでおります。

管理用広告物の例としましては、次のようなものが挙げられます。

○刀根主事

管理用広告物の現状と問題点につきましては、車社会の進展により、車で通行中の人の視認性を確保するため広告物が大型化したことや、他の都道府県に比べ、許可不要範囲が著しく小さいこと、管理用広告物を設置する者が多岐にわたっていること、などが挙げられます。

これにより、許可不要の基準を満たすことができず、通常の許可により表示している管理用広告物が増加しております。つまり、表示内容は管理用広告物ですが、許可不要の基準が非常に小さいため、許可不要の対象とはならず、申請手数料を納付して許可を受けている管理用広告物が増加しているということです。

○刀根主事

これを解消するため、全国の管理用広告物の許可不要範囲の基準を調査したところ、秋田県では0.3㎡以内であるのに対し、全国平均は3.3㎡以内であり、東北地区では、青森県、岩手県及び山形県で2㎡以内、宮城県が7㎡以内、福島県が5㎡以内となりました。隣県との格差を是正するため、また問題点を解消するためにも隣県と同等の2㎡に許可不要範囲を拡大することとします。

以上が「管理用広告物の許可不要範囲の拡大」についてであります。

○刀根主事

次に3点目の「野立広告塔及び野立広告板の距離規制の一部緩和」についてであります。

野立広告塔及び野立広告板とは、ごく一般的な独立した自立式の看板等を指します。この野立広告物の許可基準の中で、道路や鉄道からの距離、広告物相互の距離を100m以上離すことと定められております。

この許可基準により、道路沿いに野立広告物を設置することができず営業活動が制限されていることや、道路から100m以内に野立広告物を設置できないという現基準は現実的ではなく実態に合わないことから、申請者からの問い合わせや苦情が増加しております。

○刀根主事

これを解消するため、対応策を検討したところ、距離規制そのものを廃止することは、広告物の乱立を招くため望ましくないものと判断し、個々に見直すこととしました。

まず始めに道路からの距離規制につきましては、申請者からの問い合わせや苦情が増加しているため、本県の特性に合わせた緩和を行うことが望ましいと判断しました。

続きまして、鉄道からの距離規制につきましては、鉄道から一定の距離を設けなければ、広告物の内容を確認することは困難であるため、現基準が適正と判断しました。

最後に広告物間の距離規制につきましては、一定の間隔で規制することにより広告物の乱立を防げることから現基準が適正と判断しました。

○刀根主事

そこで、改正案としまして、道路から5m以内に設置しないこととします。

理由としましては、本県は積雪地帯であり、除雪した雪を溜めておく（堆雪する）必要があること、道路構造令により、県内の一般的な道路幅を確保するために必要な雪を溜めておく幅（堆雪幅）は4.75mとされていることから、5m離すことにより、除雪による広告物への影響は抑えられると判断したためです。

以上が「野立広告塔及び野立広告板の距離規制の一部緩和」についてであります。

以上、大変長くなりましたが、第1号議案の説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○遠藤会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

○松村委員

2番目の管理用広告物の件について、宮城県が7㎡、福島県が5㎡となっておりますが、秋田県と比べてこの違いはなぜか。何か意味があって定めていると思うのですが、全国平均が3.3㎡であり、それよりも改正案が小さいため、何か理由はあるのでしょうか。改正するなら大きい方が便利かと思うのですが。

○刀根主事

確かに基準を大きくするという事は、申請者の方々にとって良いことではあると思いますが、あくまで許可不要で表示できる広告物ですので、あまり大きい基準にしてしまうと、管理用広告物をたくさん表示されてしまい、良好な景観の形成という観点から見ますと、基準を大きくしすぎるのは良くないと判断しまして、青森県、岩手県、山形県の基準が2㎡以下でしたので、それに合わせるといった基準とさせていただきます。

○栗田主幹

付け加えさせていただきますと、あくまで管理用広告物でありますので、屋外で宣伝するような広告物ではなく、自分のところの駐車場に表示する注意事項や、トイレに案内する表示のようなものは、表示面積が2㎡あれば十二分にその効用を果たせるだろうという判断をさせていただきました。0.3㎡ですと、表示面積が非常に小さいものですから、それでは今の車社会では視認性が悪いということです。

○松村委員

要は実態として許可を受けて表示されている管理用広告物がかなりあるということと、宮城県のような都心部は表示面積を大きくしているということです。

○栗田主幹

ある程度大きな店舗ですと、そういった都心の方では管理用広告物として大きなものを表示しなければ雑多な広告物がある中では、目立たないということもあると思われます。ただ、秋田では2㎡で、隣県と同等の数値で十分その効用を果たせると判断しました。

○菅原委員

いただいた資料の屋外広告物法令ハンドブックの24ページに広告物の表示の方法等の基準とありますが、最近色々な広告の手段というものが出てきている中で、壁面広告板の許可基準を今回緩和するわけですが、壁面の中で、ここまでは広告で、それ以外は外壁の模様といったもので、自社のイメージカラーがすごく目立つもので、建物全体が広告塔のようなものになっているものがありますが、そういったものに掲出、表示する場合の基準をもっと具体的なものにするとといったことはできないのでしょうか。

○刀根主事

確かに店舗全体をイメージカラーで覆っているものも見受けられますが、許可をする側でもこれはデザインなのか、広告物なのかという点で、非常に迷うこともあります。そういった基準を設けることは非常に良いことではあるんですが、そうなりますと、どの色まで良くてどの色まで悪いのかというものを定める必要がありますので、ある程度大きいスパンで検討を重ねていく必要がありますが、そういった段階まで話が進んでいないのが現状です。今日この場で基準を定めますということは言えませんが、他県の条例を見ますとそういった基準を定めているところもありますので、色による規制が必要だと判断した段階で進めていきたいと思えます。

○菅原委員

ぜひ他県の事例などを参考にした上で比較しながら、最新のLEDを使用したものや、建物全体に看板のようなサインを使用したものが、ロードサイドに立地されている大型の量販店に設置されておりますので、ぜひ許可基準の緩和を行うことだけではなく、そういった基準の検討というものも進めていった方が良いのではないかと思います。

○栗田主幹

菅原委員がおっしゃったとおりでございますが、県条例の基準が世の中の動きについていけないというのが現状であります。今回面積要件の緩和をするのも何十年ぶりかという状況でございます。今お話のあった照明を使ったデザインや建物全体を使った広告塔のようなものもありますので、もう少しこれに関しては勉強させていただきつつ、当課は景観法も所管しておりますので、景観法で考えていくのか、屋外広告物条例で考えていくのが良いのかも含めまして、もう少し詰める必要があるのかなというところでございま

す。ご指摘のとおり時代の流れに沿っていないとのことですが、現状としましては刀根が説明したとおり、今後の課題ということでご理解いただきたいと思ひます。

○遠藤会長

これについては、横断的な配慮も今後必要になってくるのかなというところですが、建築物そのものが広告と言われますと、建築関係の規制に今のところなっているのかなと思ひますが、今後ご検討していただくということによろしいでしょうか。

○菅原委員

できるだけ具体的な事例がたくさんありますので、この部分は景観法で対応できる、この部分は屋外広告物条例で対応できるというところや、実際に規制を緩和した後に設置者がどこまで表示できるのかいうことを、ガイドラインやパンフレットでできるだけわかりやすいよう具体的な事例として挙げていただきたい。ここまではできるけど、これは景観法に抵触しますといった部分も併せて指導いただけるような対策をしていただけたらと思ひます。

○遠藤会長

他にご意見等はございませんでしょうか。

それでは第1号議案「屋外広告物の許可基準の見直しについて」裁決を取りたいと思ひます。本議案について賛成の方は挙手を願ひます。

(全員賛成)

全員賛成ということで、本議案については原案どおり可決したいと思ひます。

(4)第2号議案 屋外広告物規制に係る市街地認定区間の見直しについて

○遠藤会長

それでは第2号議案「屋外広告物規制に係る市街地認定区間の見直しについて」説明をお願いします。

○刀根主事

それでは、第2号議案「屋外広告物規制に係る市街地認定区間の見直しについて」であります。

先ほど第1号議案でご説明しましたが、野立広告塔及び野立広告板の許可基準につきましては、道路や線路、広告物相互の距離を100m以上とる必要がありますが、実際には、100m以上離れていない広告物が多数存在しております。それは距離規制の例外として、商店や事業所が自分の敷地において設置する営業広告、これを自家用広告物と呼びます、であったり、道標や案内図板に該当しているからであり、この例外は広告物の表示内容の性質から設けられているものであります。

○刀根主事

距離規制の例外のもう一つが、本日の議案に関係します、市街地に設置する場合があります。市街地については、日常的に社会経済活動が営まれる場所であり、景観上の規制よりも広告物が持つ情報伝達機能が優先されるべき地域であるとの考えから距離規制の例外の取扱いをすることとされております。

市街地についてですが、2つの区分に分かれます。

一つ目が、都市計画法の用途地域に該当する地域。二つ目が「市街化が促進している」と知事が認める地区」、いわゆる、市街地認定区間であります。

①については、商業地域であるとか、工業地域であるとか、都市計画上、経済活動を前提とした土地利用を許容する地域となっていることから、これと連動して広告物の規制も緩和されることとなっております。ただし、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域は土地利用が住居系の用途に限定され、それ以外の建築物が建築できないこととなっており、屋外広告物条例上も禁止地域となっておりますので、除外されております。

また、これ以外の地域においても現に経済活動が行われている地域があるため、一定の要件に該当するものについて個別に認定し、規制を緩和しようとするのが②の市街地認定の制度であります。

○刀根主事

ここで、二つほど用途地域の例を挙げさせていただきます。スクリーンでは見えづらいと思いますので、カラーの資料に添付しております図面をご覧ください。

これは、能代都市計画区域図でありまして、着色されている部分が用途地域となります。このうち、米代川より北側の濃い緑色が第1種低層住居専用地域となり、禁止地域となります。能代都市計画区域は第2種低層住居専用地域がありませんので、他の着色されている部分が規制が緩和されている地域となります。

次は、旧角館町の都市計画図で、青系の2色が第1種・第2種の低層住居専用地域で、これ以外の着色されている部分が規制が緩和されている地域となります。

そして、着色されていない地域であっても、着色されている地域と同程度に市街化している地域として個別に認定されれば、規制が緩和されることとなります。

○刀根主事

市街地の認定要件ですが、原則として、①又は②のいずれかに該当する地域を対象とし、①として商業店舗又は事業所等が集積している区間であること、②として敷地相互の距離がおおむね50m以下である家屋が面的又は線的におおむね20戸以上連たんし、これらに商業店舗又は事業所等が含まれている区間であることとしております。

ただし、数値の適用が「おおむね」とされておりますように、現地の地理的・地形的状況等を総合的に勘案する場合もございます。

○刀根主事

現在の認定区間数ですが、表にありますように、全県で135区間ございます。規制図でいきますと、青色で着色している区間となります。なお、路線数の修正を行ったことに伴いまして、説明資料の表の一部を修正しておりますので、スクリーンをご覧ください。

この中で、仙北・平鹿の欄がございますが、この路線は仙北管内の美郷町を起点とし、平鹿管内の横手市を終点としているため、個別に表したものです。

秋田管内の認定区間が少ない理由としましては、秋田市は中核市として独自の屋外広告物条例を制定しているため、秋田市の区域にあっては、秋田市長が認定しているためです。

○刀根主事

次に、認定区間見直しの必要性についてですが、前回、平成19年の見直しから5年が経過し、社会状況が当然ながら変化しております。

市街地の変化、+とありますのは、認定する方向への変化であります。たとえば、既存の道路の沿線で、何もなかったところへ商業施設が複数立地した場所であるとか、バイパス道路周辺など新たな道路が整備されたことにより各種施設が立地し、新たに市街地が形成された場所が該当するかと思います。

逆にマイナスの方向への変化は、バイパスの開通により、既存の認定されていた道路が幹線道路ではなくなり、交通量が減少し、集落内の生活道路に変わったこと、であるとか、沿道の商店が閉店してしまい、認定要件に合致しなくなった区間があげられるかと思います。以上が、今回見直しをする理由であります。

○刀根主事

次に見直しの方針でございますが、現行の認定要件を前提と致しまして、現況に変化のある区間について見直しを行うこととしております。

また、新規認定につきましては、原則として国道・県道に限定することといたしました。

新規認定については、①から④の観点、先ほどの必要性でふれた内容に該当するか否かの観点から、見直しを行うこととし、認定廃止につきましても、先ほどの必要性でふれた内容に該当するか否かの観点に加えて、①から③の観点から見直しを行う方針で調査を実施しました。

なお、認定廃止の③の括弧にあります、「用途地域内の既認定区間を含む。」とありますのは、平成17年の規則改正により、用途地域内については自動的に市街地の取り扱いをするため、認定の必要がなくなったことから、現在用途地域内で認定を受けている区間を機械的に廃止するものであります。

○刀根主事

見直し作業にあたりましては、はじめに許可事務を行っております地域振興局が各管内の認定済みの区間及び新規認定対象と考えられる区間について現地調査を行い、その後、振興局から報告を受けた区間のうち新規認定や廃止を含む変更等があった区間について、都市計画課において現地調査を実施し、見直しの原案を作成し、各振興局との意見調整を行った後に、見直し案を作成いたしました。

見直し案につきましては、本日お配りした議案にすべてを記載した表を添付させていただきました。表は北から順に記載しております。路線名、区間の起終点の地番及び位置、延長、見直しの内容について記載しております。赤字が変更となる部分となっております。

なお、見直し内容の欄が「変更なし」であっても、起終点の目標物を現地でわかりやす

いものに変更した箇所につきましては、赤字で記載しております。

本日は時間の関係からすべてについて一つずつご説明できませんので、新規認定、認定廃止、認定済み区間の変更となる区間の代表的なものについて、ご説明致します。

○刀根主事

はじめに、新規認定ですが、先ほどご説明した見直しの方針を左上に記載しております。

まず、①のバイパス等の開通により商業施設や事業所が集積した区間に該当し、新規認定しようとするものです。

これは、北秋田市鷹巣地内の国道105号で20年ほど前にバイパスが開通し、前回見直し時には、商業施設等の集積が進んでいなかったことから認定されておりましたが、現在、ショッピングセンターやドラッグストア、パチンコ店のほか、各種事業所の立地が進んだことから、新規に認定しようとするものであります。

○刀根主事

次は、大館市から北秋田市鷹巣へ向かう県道大館鷹巣線の沿道であります。この区間は交差する国道105号のバイパス開通をきっかけとして、大型スーパーや家電量販店の立地が進んでいる区間となります。認定しようとする区間の西側、市街地側は用途地域であり、土地利用の状況が連続していることから、新規に認定しようとするものであります。

○刀根主事

次は、②の既存道路沿線に新たに商業施設、事業所が集積した区間であります。①と②の違いは、道路状況に変化があったかどうかということですが、結果的に①として認定する区間も②として認定する区間も商業施設等の立地状況は同程度ということになります。

写真が見にくいですが、これは、鹿角市八幡平の鹿角八幡平インターチェンジ入口を通過する国道282号となります。この区間については、国道282号の両側に、飲食店や事業所の立地が進んでいることから認定しようとするものであります。

○刀根主事

次が③の用途地域と同等の土地利用となっている区間ですが、これは、由利本荘市大内の道の駅周辺を通過する国道105号であります。

この区間につきましては、前回見直し時には、商業施設等の集積の度合いが低いということで認定を見送られておりました。

現在は、沿道にコンビニエンスストアが立地したほか、新築住宅が多数立地し、建物の連たんが進んだことから、今回認定しようとするものであります。

○刀根主事

次に認定を廃止する区間であります。

①は認定済みの区間が認定要件を満たさなくなったものであります。写真は鹿角市花輪を通過する国道282号の東北自動車道の高架橋下周辺の区間となります。この区間につ

きましては、東側にバイパスが開通したことに伴い、市道に所管替えとなり、幹線道路から集落内の生活道路に道路の性格が変わったことから認定を廃止しようとするものであります。

○刀根主事

次は①の認定要件を満たさなくなったものと②の、距離規制が緩和されているにもかかわらず、実際には、広告物が設置されておらず、通常の距離規制としても支障がないと思われる区間であります。

男鹿市脇本を通過する国道101号の脇本第一小学校周辺の区間であります。

この区間は、既存の集落内を国道が通過し、集落内には商店や事業所などが立地し、市街地を形成していたため認定しておりましたが、南側に国道101号のバイパスが開通したことにより、県道へ所管替えになったことや、現地調査の結果、住宅は連たんしておりますが、現在営業している店舗がほとんどなく、通常の距離規制としても支障がないと判断し、認定を廃止しようとするものであります。

○刀根主事

次は②に該当するものでありまして、仙北市田沢湖卒田を通過する国道46号の区間であります。

認定区間に事業所もなく、住宅が点在しているのみで、規制の緩和を受けて設置されている広告物がないことから、認定を廃止しようとするものであります。

○刀根主事

次は、既存の認定区間を延長する事例であります。

場所は、羽後町貝沢周辺の県道下開清水線であります。地図中央の矢印の区間が認定路線でありまして、この路線の終点部を、すぐ下を通過している国道398号との交点まで延長するものです。

延長する区間は、住宅が連たんしており、自動車整備工場も立地していることから、用途地域と同等の土地利用がされているため、認定しようとするものです。

○刀根主事

次も、既存の認定区間を延長する事例であります。

湯沢市川連町を通過する県道川連増田平鹿線であります。地図中央の矢印の区間が認定路線でありまして、この路線の終点部を北側に延長するものです。

延長する区間は、住宅や事業所が立地していることから、用途地域と同等の土地利用がされているため、認定しようとするものです。

以上が、認定の見直しをしようとする区間の代表的な例でございます。

○刀根主事

また、市街地認定区間の見直しについては、もう一つ大きな理由がございます。

横手市が景観行政団体となり、独自の屋外広告物条例を制定し、平成25年4月1日か

ら施行することに伴いまして、横手市の区域にあつては、県の屋外広告物条例ではなく、横手市屋外広告物条例により規制されることとなります。

○刀根主事

ここで景観行政団体につきまして、ご説明させていただきます。景観行政団体とは、景観法により定義される景観行政を行う行政機関とされております。指定都市の区域にあつては指定都市が、中核市の区域にあつては中核市が、それ以外の区域にあつては都道府県が景観行政団体となります。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であつて、景観に関する事務を処理する市町村にあつては、その市町村が景観行政団体となることができます。

○刀根主事

この景観行政団体が行う事務につきましては、①から④のようなものがございます。

この中で景観計画の策定に関しまして、定める事項には次のようなものがございます。

4・良好な景観の形成のため必要なものの中に、屋外広告物に関する行為の制限に関する事項を定めることができ、これを定めた景観行政団体は、景観計画に基づき、独自の屋外広告物条例を制定することができます。

○刀根主事

横手市が以上の手続を行い、独自の屋外広告物条例を制定したことに伴いまして、屋外広告物の許可基準のほか、禁止地域、禁止物件及び市街地認定区間について横手市長が指定することとなります。

よつて、横手市の区域は県条例の対象から外れるため、横手市の区域で指定されている市街地認定区間を廃止する必要があります。

○刀根主事

以上の理由を踏まえまして、議案に記載されております区間を集計した結果についてご説明いたします。こちらの表につきましても、一部修正しておりますので、スクリーンをご覧ください。

新規認定につきましては、合計で5区間の認定となります。

認定廃止につきましては、合計で18区間の廃止となります。

次に現行認定区間の修正についてですが、こちらの表につきましても、一部修正しております。

区間を延長する箇所が2カ所、区間を短縮する箇所が2カ所ございます。由利管内の区間短縮につきましては、認定路線の一部が用途地域内のため機械的に区間を短縮するものです。仙北・平鹿の欄の区間短縮につきましては、路線終点が横手市の区域であったため、横手市境まで短縮するものです。

○刀根主事

全体としましては、現行の認定区間135に5区間が追加され、18区間が廃止となる

ことから122区間となります。総数には影響しませんが、個別に表しておりました美郷町から横手市まで続く仙北・平鹿の1路線につきましては、横手市分のみ廃止されることから、この1路線を仙北・平鹿の欄で表示する必要はなくなるため仙北管内の区間に加えることとします。

以上、大変長くなりましたが、第2号議案の説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願い致します。

○遠藤会長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

では、私から一つだけお聞きしたのですが、認定廃止についてですが、実際に設置されている看板がないという例ですが、実際に設置されているような場合でも認定廃止されることはあり得るのでしょうか。

○刀根主事

看板の設置が少ない路線につきましては、看板相互間の距離が100m以上離れていれば、認定廃止しても影響はないということがあることと、認定要件がきちんと定められておりますので、現場を確認して認定要件に合わなくなった場合であれば、当然見直しをしなければいけないと判断しております。

○遠藤会長

その場合現在設置されている看板は排除するという形になるのでしょうか。

○刀根主事

見直しを行ってすぐに排除しなさいとか、改修しなさいという話ではなく、ある一定の期間の経過措置を設けまして、その期間内に改修するとか移転するといったような指導を行っていくこととなります。

○石井委員

そうすれば、その看板や設置されているものは設置者に対して規制が変わったことを告知するものですか。

○刀根主事

見直しの結果、違反になってしまった広告物については、当然うちの方から申請者に対して改修するなり移転するなりお願いに伺うこととなります。

○石井委員

今まで設置されていたものについては、改修するまでは今のままで良いということにはならないんですか。やはり撤去となるのですか。新規の場合はとにかくダメですよね。今まで設置されていた分についてはどうなるんですか。

○栗田主幹

先ほど経過措置と申し上げましたが、実質的には既存不適格といいまして、建築基準法等でもよく言われている言葉ですが、要は、今あるものに関しては良いですけど、今後立て直すとか新しくする場合には、その措置が執られることとなります。よって、認定要件に合わなくなったからすぐに撤去してくださいという話ではなく、何かしらの改修を行う際には対応していただくこととなります。

○菅原委員

これは看板ではなく道路標識の話になりますが、バイパスができたり新しい道ができたりすると、古いのが残ったままになってどっちに行けば良いのかわからないものが県内に多々あるのですが、そういったものについてはどういう状況なのでしょう。森屋委員にお聞きしたいのですが。

○森屋委員

案内標識に関しましては、道路管理者の方で設置している標識となります。こういう言い方をしたということは、警察のものではないということをお伝えしたかったためです。ただ、道路管理者の方で、実態に合わない標識があれば、当然掛け替えをしていくこととなりますけれども、具体的にどういう場所でしょうか。

○菅原委員

特に一番困るのは、隣の町に行きたいのに、標識の行き先が他県の表示になっていて、例えば横手のあたりで山形方面に行きたいといった場合に、こっちに行けば十文字だけでもこっちに行けば三関という表示があるんですけど、もっとその手前に行きたい時にその表示がなくて、いきなり青森はこっち、山形はこっちという表示がされています。国道なのか県道なのかよくわかりませんが、県道に多く見受けられる気がします。

○松村委員

空港に向かう道路で仁井田あたりで、昔は雄和を通過してよく空港に行っていたんですけど、最近はずっと行ってイオンのあたりで空港に向かう道路ができたので、そちらを使うようになってきて、どちらも着くには着くんですけど、道路の形態が変わって昔の道は遠回りになっているというようなケースですね。

○森屋委員

公安委員会で管理している標識の内容については規制標識であり、規制の内容を表示しているものなんですけど、あくまで道路管理者が設置している標識は案内標識ということで、サービスの部分になるのかなと思います。道路形状が変わったりしたときには、できるだけ早く対応するというのが原則なんですけど、予算の関係もあるでしょうし、一時市町村合併の時に町村名が変わったりして、追いつかなかったということもありましたので、その辺はできるだけ早く詳しい内容で表すといったところが実態なのではないでしょうか。

○栗田主幹

先ほど屋外広告物の対象ではないということでの話ということでしたので、道路管理者という県の立場でお答えさせていただきます。

今の基準でいけば、遠い方から順々に書いていくとか案内標識に関してはそういった決まりがあります。ただ、昔の案内標識に関しましては、そういった決まり事がなかったものですから、得てして地元の人が分かればいいたろうとかそういったレベルの案内標識もあります。

そういったものに対して道路管理者の立場として、どのように対応しているかと言いますと、標識に対する意見を述べるができる標識ボックスというものがインターネットにございまして、こういった標識があるけどなぜ？とか、こういった標識は設置していいのか？とか、そういったご意見をいただくものがあります。

道路管理者がすべて把握して、すぐ直せばいいのですが、県から市に道路が移管されれば、実際、県が管理していないものなどもあり、なかなかそこまで気が回らないということもございまして、標識ボックスというものにご意見をいただければ幸いです。これは国交省に設置されておりますので、そこにご意見をいただくと、各道路管理者に振り分けて対応することとなります。

ご指摘いただいたものについては、道路管理者の立場としてできる限り早めに改善していく予定としておりますが、予算にも限りがございまして、すぐには対応できない場合もございまして。

なお、松村委員が先ほどおっしゃっていた秋田空港の標識については、確かに新しく自動車専用道路が御所野の方にできておりますが、昔は仁井田の方が主流でございましたので、案内しないというわけにはいかないということですが。

○松村委員

旅行で行くとすれば、正直迷惑な話ですよね。どちらかというと遠回りになってしまうし、秋田県は観光をがんばっていかようとしているのに、こちらからも行けますよという案内をしたいんですけど、知らない人が来るとわざわざ遠い方に行ってしまうんですよね。あまりこの場で議論することではないですけど。

○栗田主幹

道路管理者にはその旨伝えておきます。

○松村委員

先ほどの認定見直しで廃止したエリアなんですけれども、具体的にこの変更によって今後は撤去になりますよとか改修しなければなりませんよという看板はいくつもあるんですか。

○刀根主事

今回廃止する部分につきましては、全部現地の方を確認しておりまして、そういったも

のに該当する看板はありませんでした。

○元木委員

関連することで、私自身がこだわることではないのですが、商業施設の閉店によって認定廃止する路線が挙げられておりますけども、また開店したいと、そこで商売したいという人がいた場合に廃止せずに認定を残そうという余地はないんですか。そういう考えはないでしょうか。

○刀根主事

認定廃止をする路線については、その部分だけを見るのではなく、その道路の前後についても総合的に判断して見ていきますので、その前後に店舗がないですとか、建物が建っていないような山道の近くだったりとか、そういったところであればなかなか新規で開店するようなこともないだろうと判断し、廃止しているところです。

○元木委員

現実的に前後の路線を見て判断しているということですね。

○刀根主事

元々秋田市内のような市街地は距離規制の対象外となっておりますので、そういったところで閉店したとしても、影響はないです。

○元木委員

その件についてはわかりました。

先ほどの話で、空港への道路についてなんですけれども、古い道沿いで商売をしている方が結構いると思います。観光の施設などを営業している方もいるので、そういった方々に配慮して設置されているのかなと思います。遠回りですよということを示しながら案内を残せたら一番良いのかなと思ってます。

○松村委員

そうですね。こっちからも行けますよとかわかっていれば、たまには遠回りしてみようかなと思いますね。日本中どこに行っても同じような状況なのでそういった案内があれば、市街地を抜けて向かうとか、今日は遠回りして向かってみようとかできますので、おっしゃる意味は分かります。

○齊藤委員

今回新規と廃止とありますけれども、今回5年間見直しがなかったということでしたが、大体このスパンというか、見直しの時期というのはどのくらいを想定しているのでしょうか。

○刀根主事

うちの方に残っていた資料を見ますと、おおよそ5年のスパンで見直しを行ってまいりました。前は平成19年で、その前は平成14年でしたので、大体5年を目途に見直しを行っています。

○遠藤会長

他にございませんか。よろしいですか。

それでは第2号議案「屋外広告物規制に係る市街地認定区間の見直しについて」裁決を取りたいと思います。本議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ということで、過半数以上でございますので、本議案については原案どおり可決いたします。

(5)第3号議案 屋外広告物の禁止地域の指定の見直しについて 及び 第4号議案 屋外広告物の禁止物件の指定の廃止について

○遠藤会長

次に第3号議案「屋外広告物の禁止地域の指定の見直しについて」及び第4号議案「屋外広告物の禁止物件の指定の廃止について」は、関連案件ということですので、事務局から一括してご説明をお願いします。

○刀根主事

それでは、関連議案である第3号議案と第4号議案についてまとめてご説明いたします。

まずはじめに、第3号議案「屋外広告物の禁止地域の指定の見直しについて」ご説明いたします。

概要説明の際にもご説明しましたが、禁止地域とは、他の法令により特定の目的をもって地域指定されている地域ですとか、学校や病院、景観の優れた地域のなかを通過する道路のように特定の機能を持ち、広告物の設置が好ましくない地域が指定されております。

これらの中で、道路及び鉄道の特定区間及びこれらの区間から展望できる区間については知事が個別に指定することとされております。一般国道及び県道の特定区間及びこれらの区間から展望できる区間、高速道路及び自動車専用道路の全区間及びこれらの区間から展望できる区間、鉄道等の特定区間及びこれらの区間から展望できる区間が挙げられます。

なお、秋田市は中核市として、独自の屋外広告物条例を制定しているため、禁止地域の指定は秋田市長が行っております。よって今ご説明しました道路等の区間につきましては、いずれも秋田市の区域を除いております。

○刀根主事

禁止地域の指定状況についてであります。秋田市の区域内にあっては秋田市長が指定しており、それ以外の県内の区域にあっては知事が指定しております。平成25年4月1日以降は、第2号議案でもご説明しましたとおり、横手市が独自の屋外広告物条例に基づき禁止地域を指定することとなります。

現在横手市の区域で指定されております禁止地域は、1路線のみとなっております、これを廃止するものです。

第3号議案の説明は以上となります。

○刀根主事

引き続き、第4号議案「屋外広告物の禁止物件の指定の廃止について」ご説明いたします。

概要説明の際にもご説明しましたが、禁止物件とは、広告物の設置により、その物件が本来有する機能が低下するものを指定しております。

このなかで、電柱、街灯柱その他電柱の類で、必要な場合は知事が禁止物件に指定することができます。

○刀根主事

禁止物件の指定につきましても、禁止地域と同様に、秋田市の区域内にあっては秋田市長が、それ以外の県内の区域にあっては知事が指定しております。平成25年4月1日以降につきましても、禁止地域と同様に横手市長が禁止物件の指定を行うこととなります。

現在県内で指定されております禁止物件は、1件のみとなっております、これが横手市の区域内にある物件であることから、禁止物件の告示を廃止するものです。

第3号議案及び第4号議案の説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○遠藤会長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(なし)

それでは、第3号議案と第4号議案について、裁決を取りたいと思います。

第3号議案「屋外広告物の禁止地域の指定の見直しについて」賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

委員の方全員が賛成ということで、過半数以上でありますので、本議案については原案どおり可決いたします。

続きまして、第4号議案「屋外広告物の禁止物件の指定の廃止について」賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

委員の方全員が賛成でございます。過半数以上ですので、本議案は原案どおり可決いたします。

以上をもちまして議事の審議はすべて終了いたしましたので、進行を事務局の方へお返しいたします。ありがとうございました。

(6)その他

○栗田主幹

遠藤会長をはじめ委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただきましてどうもありがとうございました。

それでは次第に戻りまして3. その他とありますが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

(なし)

無ければ、事務局の方から一つだけございます。次回の審議会に関する連絡事項でございます。本年度中つまり3月までの開催予定はございませんが、現在許可基準に関して、本日も審議いただいた許可基準の他に、関係機関と協議しているものがございます。この協議に時間を要しておりまして、来年度この審議会の場でご審議いただきたいと考えておりますので、開催の折にはご出席くださるようお願いいたします。

それでは、これを持ちまして平成24年度秋田県屋外広告物審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

平成 年 月 日

議事録署名委員

印

平成 年 月 日

議事録署名委員

印